文化観光局指定管理候補者審査委員会審査報告書 (鳥取県立童謡館)

文化観光局指定管理候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)として、次のとおり鳥取県立 童謡館(以下「童謡館」という。)の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続 等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)第5条の基準に基づいて審査した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 理事長 林 由紀子 (鳥取市西町三丁目202番地)

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

3 委託料の額

363,075千円・・・(1) (債務負担行為額 363,075千円) [参考] 単年度委託料の額((1)÷5年) 72,615千円

4 審查結果

童謡館の指定管理者の指定に当たっては、上記団体を指名し、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、施設の設置目的や多面的な施設の性格を理解した上での独自の事業への取組や新たなサービス向上及び利用促進策、また、これまでの実績や経営基盤の安定性も評価されることから、指定管理候補者として適当と認められる。

5 審査の経緯

(1) 審查委員

| <u>- / B - 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5</u> | |
|--|--------------------|
| 氏 名 | 所 属 等 |
| 大久保 計良 (委員長) | 西日本税理士法人幸町事務所税理士 |
| 北川 扶生子(副委員長) | 鳥取大学地域学部准教授 |
| 岡部 哲彦 | 鳥取市企画推進部次長 |
| 木村 祐子 | NPO法人こども未来ネットワーク理事 |
| 八百谷 和子 | 八百谷コミュニケーションオフィス代表 |
| 安本 俊夫 | 鳥取県文化観光局副局長 |

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会;平成25年8月6日(火)

指定管理者制度及び童謡館の概要説明、審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会;平成25年10月24日(木)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3)審査基準

| | 審査基準 | 審査の項目 | 配点 |
|---|--|---|----------|
| 1 | 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号) | 管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針) | 配点なし(必須) |
| 2 | 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号) | 1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (1) 童謡館の資料収集、保管、公開及び活用方法 (2) 収集資料等の調査研究及び成果発表 (3) 童謡・唱歌をテーマにした文化事業の実施(事 業計画、収支計画) | 55 点 |

| | | (4) 鳥取世界おもちゃ館と共同した文化事業の実 | |
|---|----------------------------------|--------------------------|------|
| | | 施(事業計画、収支計画) | |
| | | (5)サービスの向上策と利用促進に向けた取組(営 | |
| | | 業活動、顧客開拓、接遇向上等) | |
| | | (6) 関係機関等との連携、調整 | |
| | | | |
| | | 2 管理の基準 | |
| | | 開館時間、休館日、利用料金等の設定、施設の | |
| | | 利用促進策、個人情報保護、情報の公開 | |
| | | 3 施設設備の維持及び衛生管理の水準の妥当性 | |
| | | 施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考 | |
| | | え方、省エネルギー・省資源への取組 | |
| | | 4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 | |
| | | 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊 | |
| | | 急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未 | |
| | | 然防止と対処方法 | |
| | | 5 利用者等の要望の把握の妥当性 | |
| 3 | 管理に係る経費の効率化が図ら | 1 収支計画及び積算内容 | 10 点 |
| | れるものであること。 (比字王結各例第5条第2号) | | |
| 4 | (指定手続条例第5条第2号) 管理を安定して行うために必要 | 1 組織及び職員の配置等 | 35 点 |
| 1 | な人員及び財政的基礎を有して | 管理運営の組織・職員の職種等、日常の職員配 | 90 M |
| | おり、又は確保できる見込みが | 電、人材育成 電、人材育成 | |
| | あること。 | | |
| | (指定手続条例第5条第3号) | 2 専門職員の配置 | |
| | | 安全、安心な施設の利用を担保するための維持 | |
| | | 管理を担える職員及び調査研究や文化事業等を行 | |
| | | うための専門的知識を有する職員の配置 | |
| | | 3 法人の財政基盤、経営基盤 | |
| | | 継続して事業を実施できる財政基盤、経営基盤 | |
| | | を有すること。 | |
| | | 4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状 | |
| | | 況 | |
| | | 5 法人の社会的責任の遂行状況 | |
| | | (1) 障がい者雇用の状況 | |
| | | (2) 男女共同参画推進企業の認定の状況 | |
| | | (3)ISO・TEASの認証等の状況 | |
| | | 6 管理運営実績評価 | |

(4)審査結果及び意見

| 審査基準(配点) | 審査結果 (平均点) | 主な審査意見 |
|---|------------|-----------------------------|
| *************************************** | | |
| 1 施設の平等な利用を | 適 | ○年間を通じた各種イベントや資料収集、調査研究など、設 |
| 確保するのに十分なも | | 置目的である童謡・唱歌の普及啓発への努力が感じられ |
| のであること。 | | る。 |
| (適/不適) | | |
| 2 施設の効用を最大限 | 45.3 点 | ○複合施設、展示施設、体験施設といった多面的な施設の性 |
| に発揮させるものであ | | 格を理解した独自の新事業への取組が評価できる。 |
| ること | | ○観光施設としての性格を考慮して、他施設と連携した割引 |
| (55 点) | | やパンフレット、地図の配布に取り組んでいることは評価 |

| | | できる。今後ツアー組込みや周遊ルートの提案など、継続して積極的に取り組むことを期待する。 ○県内文化施設・学校園・各種団体・サークル等との連携を今後も積極的に進めていただきたい。 ○他の施設との相互割引制度、県民の日等の無料開放など新たなサービス向上をPRして入館者増につなげてほしい。 ○各種イベントのボランティア講師は広く公募しても良いのでは。講師になりたい人々の活躍の場となることで、それがまた来場者の増加にも結びつくのではないか。 ○調査・研究の使命を果たしつつ、観光施設としての入館者増に向けて年度毎の「テーマ性」を明らかにし、「童謡・唱歌の拠点施設」としての知名度を県内外において高める取組を強化していただきたい。 ○唱歌「ふるさと」誕生100周年ほかの記念事業を契機に今までにない県内外へのアピールを期待。新しい事業にぜひチャレンジしてほしい。 ○リピーターの確保や入館者数の維持・拡大のためにもアンケート等による一層のニーズの把握と、その展示内容や事業内容への確実な反映を図られたい。 |
|--|---------|--|
| 3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること (10 点) | 9.2点 | ○収支計画については特に問題ないものと認められる。○ボランティアの参加は、経営面でのメリットに留まらず異世代間の文化継承、地域コミュニティの活性化といった大きな社会的意義がある。ぜひ今後も積極的にボランティアの育成に努めていただきたい。 |
| 4 管理を安定して行う ために必要な人員及び 財政的基礎を有してお り、又は確保できる見 込みがあること (35 点) | 23. 7 点 | ○財務内容については、特に問題ないものと認められる。 ○ボランティアの活用や内部組織の改編などに積極的に取り組む姿勢が評価できる。 ○リピーター客増のためには受付業務担当職員の接客の質向上は欠かせない。しかし職員の資質向上のための研修の必要性についての認識が不足していると感じた。OJTとしての朝礼に加えて、変化する時代に応じた人材育成研修を導入し、お客様が必ずまた来館したくなる接客を目指して欲しい。顧客心理、接客スキル、メンタルヘルスなど、安心して受付業務ができるよう学びのシステムを構築し、職員の資質向上&リピーター客増を実現するという方法もある。 ○専門経験豊かな職員の増員や継続雇用が望まれる。 ○専門スタッフの力量向上のために学習できる機会をぜひ与えてあげて、人材育成に力を入れてほしい。 |
| 総合評価 (100 点) | 78.2点 | |

6 指定管理候補者の事業計画の概要

- (1) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容
 - ○童謡・唱歌資料収集委員会の意見を参考にしながら童謡・唱歌に関する優れた資料を広く収集するとともに、大学等との連携を図りながらその調査研究を進め、当該研究の成果について企画展を開催するなどして成果の全国発信、童謡・唱歌の普及啓発に取り組む。

- ○「童謡・唱歌のふるさと鳥取」として優れた文化的遺産を次世代に継承していくため、参加・体験型の事業等を企画実施し、童謡・唱歌の普及啓発に取り組む。
 - ・童謡館木造教室における唱歌教室の開催
 - ・わらべ館童謡・唱歌推進員が県内外に出向き童謡コンサートを開催
 - ・唱歌「ふるさと」誕生100年記念事業、わらべ館創立20周年記念事業等の実施
- ○鳥取世界おもちゃ館との複合施設としての特性を活かし、両館の魅力を伝えるため子どもから高齢者までを対象とした各種イベントを実施。
 - ・親子連れを対象にテレビ放映等の機会が少なく比較的知られていないが質の高い、音楽やおも ちゃに関連する映画作品の上映
 - ・館内外における歌やゲーム、工作など子どもが直接参加して楽しめるイベントの開催
 - ・休日を中心に、拍子木、衣装、自転車など小道具に凝った紙芝居劇場を館内外で開催
 - ・童謡・唱歌とおもちゃに関する調査研究の成果や収集した資料等について簡単に紹介するコーナーを月替わりでエントランスホールに設置

(2) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- ○接遇にかかる研修や日々の相互確認により接客サービスの質を高めるとともに、顧客満足の視点 から日々の業務の改善、サービスの向上に努める。
- ○地域に開かれ、また地域に密着した施設として紙芝居や遊び、唱歌教室等の各種イベントにおける講師やサポートを務めるボランティアの募集と育成を実施。
- ○ホームページ上のコンテンツである「わらべ館日記」や新聞、観光情報誌等の活用によるイベント等に関するきめ細かい情報発信を実施。
- ○近隣の小学校や幼稚園、保育所等の訪問による利用促進活動や県外の旅行代理店やバス会社等の 訪問による団体客の誘致を実施。
- ○県内の類似施設や近隣の文化・観光施設と連携した情報発信や相互割引制度を実施。

(3) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、ゴールデンウィークや夏季は時間延長を行う。

- ・開館時間:午前9時から午後5時まで
- ・休 館 日:8月を除く毎月第3水曜日及び12月29日から1月1日まで

(4) 利用料金・減免事項

利用料金は現行どおりとする。減免事項は現行(障がい者・学校・外国人・友の会減免ほか)に加え、新たにわらべ館創立記念日及び鳥取県民の日の無料開放を実施する。

<利用料金>

| 区分 | 個人 | 備考 |
|------------------|--------|----------------|
| 個人(学生又は一般) | 250円/人 | おもちゃ館分と併せて500円 |
| 団体(学生又は一般、20名以上) | 200円/人 | おもちゃ館分と併せて400円 |

(5) 省エネルギー・省資源への取組

こまめな冷暖房の管理や消灯、アイドリングストップなど従来からの省エネルギー・省資源化を 継続して進め、環境負荷の軽減に取り組む。